令和８年（フ）第１５０号
長野県中野市大字上今井466番地１　静峰館Ⅰ　101
債務者　荻原　悠輔
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６０号
長野市三輪９丁目８番25号　ハイカムール加藤203
債務者　福島　美代
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６９号
長野市大字大豆島4268番地103　３－505号
債務者　土屋　清美
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３７９号
岡山市北区天瀬南町３番５号　マンションＫＵＳＵＳ501
債務者　逸見　　宏
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４０号
岡山市南区当新田115番地１　フォブール当新田Ｂ－201
債務者　下山　昌江
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６４号
岡山県備前市吉永町岩崎356番地９
債務者　濱本　魁斗
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８４号
岡山市北区野田四丁目18番１号　北長瀬みずほ住座405号
債務者　逸見　知徳
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４９３号
岡山市中区西川原173番地23
債務者　田邊　輝美（旧姓池上）
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６９号
広島市西区東観音町６番25－302号
債務者　西川　卓治
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５２７号
福岡市早良区原８丁目33番27号
債務者　山下　香苗
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５６３号
福岡市博多区美野島１丁目18番８－318号　エステートモア博多グラン
債務者　竹本　将太
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６２０号
福岡市博多区大博町２番10－306号　サヴォイ　ザ・パームストリート
債務者　山方　美穂
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６２７号
福岡市中央区六本松１丁目３番13号
債務者　猫石　優子
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６３２号
福岡市東区御島崎２丁目12番13－201号　アリス御島崎
債務者　篠田　孝典
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３７０号
大分県豊後大野市犬飼町柚野木797番地
債務者　後藤　明美
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８２号
大分県別府市南立石八幡町８番21号、住民票上の住所高松市屋島西町1911番地３　ファミール屋島402号
債務者　永尾　　寛
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９３号
大分市政所１丁目３番26号　サニーパレス政所402
債務者　久次　修司
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０４号
大分市大字関園234番地の２　プリーモ　レヴァータ106
債務者　吉田　朋未
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係